

## 平成26年第12回宮古島市農業委員会総会 議事日程

- 1) 会議の日時 平成26年10月30日 木曜日 14時00分  
会議の場所 上野庁舎 1階大会議室
- 2) 出席状況 委員数 29名
- 3) 議決の事項
  - 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について  
1番 與那覇 盛徳 委員 2番 長濱 国博 委員
  - 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について
  - 日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
(賃借権の設定)
  - 日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
(所有権移転)
  - 日程第5 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
  - 日程第6 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

## 平成26年第12回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成26年10月30日 金曜日 14時05分から17時00分  
 2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室  
 3. 出席委員 (29人) 委員数 (30人)  
 4. 欠席委員 (1人)

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	議席
1	與那覇 盛徳		○	11	芳山 辰巳	職務代理	○	21	濱川 清重		○
2	長濱 国博		○	12	川満 里志		○	22	池間 藤夫		○
3	砂川 博一		○	13	下地 博和		○	23	上里 弘		○
4	喜屋武 隆		○	14	奥浜 健		○	24	佐久田 寛勇		×
5	田名 和彦		○	15	砂川 栄徳		○	25	川満 盛幸		○
6	仲里 敏夫		○	16	下地 泰斗		○	26	前泊 芳男		○
7	仲里 長造		○	17	玉元 正助		○	27	新里 光徳		○
8	大浦 敏光		○	18	友利 光徳		○	28	前泊 恵		○
9	上地 洋美		○	19	下地 博次		○	29	渡真利 等		○
10	瑞慶覧 健一		○	20	久志 盛一		○	30	野崎 達男	会長	○

### 5. 議事録署名委員

議長：野崎 達男  
 1番委員：與那覇 盛徳 2番委員：長濱 国博

### 6. 職務のために出席した者の氏名

局長：下地 明 次長：池田 良永 次長兼農政係長：上地 寿男  
 次長兼農地係長：本村 博信 主任主事：豊見山 徹 主任主事：友利 英彰

### 7. その他の出席者

沖縄県農業振興公社 上地 邦彦  
 沖縄県農業振興公社 森田 修  
 農林水産振興センター 中村 詩織

開 会 14時05分  
 閉 会 17時00分

## 8. 会議の概要

平成26年10月26日

開会： 14:00

議長 ただ今から、平成26年第12回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は29名で、定数に達しておりますので、宮古島市会議規則第11条により総会は成立しております。本日、1名欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、1番：與那覇盛徳委員、2番：長濱国博委員をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の池田良永氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転、の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）について」を議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）は9件でございます。  
まず、受付番号1番から9番までの説明をいたします。  
【議案第1号、受付番号1番から9番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】  
受付番号1番から9番までは、議案書10ページから18ページ調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、植物園から一周道路に向けて行くと高野部落の方へ右折し、約500メートル右側の場所に給水所があり、そこから北へ50メートル左側に位置し、現在は何も植え付けされておらず、本人が開墾してサトウキビを植え付けするとのことでした。

3番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、更竹病院の北側に長南公民館西隣に位置し、当地は草地になっていますが、今後サトウキビ作を拡大していくとのことでした。

8番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、高野部落から道路挟んで南に位置し、当地は基盤整備はされていませんがとてもいい土地でした。本人は、農業開始をするとのこと親子でサトウキビ作をしていくとの事でした。

- 10番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、皆福地下ダム公園の東側に位置し、一体は圃場整備、灌漑設備は完了しており、本人はサトウキビ作と畜産をしておりますが、サトウキビ作の規模拡大をしたいとのことでした。
- 12番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、長北公民館から南東に600から700メートルに位置し、整備事業も終了しており、当地は事務局から説明がありましたが6月に裁判所の競売の件で成立している案件です。
- 14番委員 受付番号6番7番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地6番について、砂川部落公民館約50メートル南の部落内に位置し、本人はたばこを中心に栽培していますが、当地はサトウキビが植え付けされていまして。申請地7番について、砂川中学校北側約500メートルに位置し、当地は整備事業は終了しており、サトウキビが植え付けされていまして。
- 16番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、下地川満団地から久松へ向かう海沿いの道を約200メートルに位置し、当地は草地になっています。本人は、以前から当地を借り入れしておりましたが、今回購入することです。
- 23番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、西東部落北側の山の水道タンクの西側を約400メートル下った左側に位置し、当地は今年の夏植えがうえつけされていまして。整備事業は終了しておりました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）」受付番号1番から9番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用・賃貸借権の設定）について」を議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、1件でございます。  
まず、受付番号10番について説明をいたします。  
【議案第1号、受付番号10番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】  
受付番号10番は、議案書19ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

23番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、受付番号9番と関連しており、国道390号線の左手に個人のたばこ乾燥場を右折して約1キロの集落を右に約200メートル右側に位置し、当地は来期収穫予定のサトウキビが植え付けされていきました。周辺農地は、サトウキビと牧草がありました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号10番については、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に、議案第1号中、「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）について」を議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）は、9件でございます。  
まず、受付番号11番から19番までの説明をいたします。  
【議案第1号、受付番号11番から19番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】  
受付番号11番から19番までは、議案書20ページから28ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）」受付番号11番から19番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議長 次に、日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（利用権の設定）は、5件でございます。  
まず、受付番号1番から5番までの説明をいたします。  
【議案第2号、受付番号1番から5番朗読説明、内容省略。別紙議案書参照】

事務局 以上計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

1番委員 受付番号1番2番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地1番について、天理教北側約100メートルに位置し、2番は北県営住宅北側に位置し、当地はサトウキビが植え付けされておりました。本人は、長年にわたりサトウキビ栽培をしておりました。

6番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、下地にある台湾屋から西へ約300メートルに墓地団地があり、そこから南側へ約200メートルに位置し、本人が経営しているハウスがあります。今後、冬瓜の栽培拡大をしていきたいとのことでした。

9番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、サニツ浜公園の約100メートル西よりに給水所があり、枝分かれしている南側道路を西側に行くとT字路の手前約150メートル北側の沈渣地の南側に位置し、現在当地はサトウキビが植え付けされておりました。

16番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、久松松原から下地線の松ヶ原ゴルフ場に向かう農道の途中の給水所から東側に約200メートルに位置し、当地は夏植えが植え付けされておりました。以前から、使用していた土地でしたが、今回から利用権の設定をしていくとのことでした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（所有権移転）は13件でございます。  
まず、受付番号1番から13までの説明をいたします。

【議案第3号、受付番号1番から13番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

- 2番委員 受付番号1番から3番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地1番2番は関連しております。1番について、伊良部高校から白鳥方面へ約2キロ行くとため池の十字路の右隣に位置し、基盤整備済みで優良農地です。2番について、佐良浜部落から佐和田部落へ抜けていくと部落手前の五叉路を右手の佐和田御嶽の次の入り口の左隣に位置し、当地も基盤整備済みでした。現在は両方とも次の作物の植え付け準備がされてきました。本人は以前はオクラ、カボチャ等いろいろしていましたが、現在はサトウキビ作を頑張っています。申請地3番について、佐良浜中学校から伊良部向けへ行くと最初の十字路を展望台へ行くと突き当たりの三叉路を右折して2番目の左側に位置し、本人は以前は当地を借りていましたが、今回購入をしてサトウキビ作をしていくとの事です。
- 9番委員 受付番号4番から6番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地4番5番は隣接しておりますので、まとめて説明いたします。所在地5番は、前浜港手前の二つある最初の十字路から約150メートル東に行くと2階建ての民家がありますが、その民家の直ぐ後ろのハウスの隣に位置し、4番も5番の隣に位置しています。4番の農地は春植えをするとのことで、耕しされていませんでした。5番の30アールくらいは夏植えがされており、残りは路地野菜を栽培するとのことです。申請地6番について、沖糖東の北の農道をずっと北の方に上って行くと西側にハウスがあり、北側にもハウスがあり直ぐ北隣に位置しております。当地は、遊休農地になって居ましたが、購入して路地野菜を栽培する予定です。本人は、野菜栽培を手広くしております。
- 12番委員 受付番号7番8番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地7番について、城辺小学校北交差点を約1キロ行くと福北集落センターが見えますが、その北東の方に基盤整備事業をしておりその中に位置し、本人は機械化農業をしています。申請地8番は、7番の申請地の100メートル先に位置し、当地はサトウキビが植えられていました。
- 14番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、砂川公民館から北へ約400メートルに位置し、当地は整備事業は完了しております。
- 16番委員 受付番号10番11番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地10番は、久貝地域に伊良部大橋の現場事務所がありますが、そこから農道を通って約500メートルに位置し、当地は今期収穫予定のサトウキビが栽培されてきました。申請地11番について、宮古空港前の四車線の道路を下地線へ行くと突き当たる交差点から北東に約300メートルに位置し、当地も今期収穫予定のサトウキビが栽培されています。
- 19番委員 受付番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、JA集荷場から宮原へ向けて行くと民家が見えますが、その民家を入った西約100メートルに位置し、当地は夏植えのサトウキビが植え付けされており、本人はトラクターを所有しており農業に意欲的です。
- 21番委員 受付番号13番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、西辺小学校を右手に見て北へ約700メートルのT字路を左折し、約400から500メートル行くと左に曲がるカーブの右側に位置し、当地は草が生えていましたが、本人がすき込みをして来年度に向けてサトウキビを植え付けをするとのことです。周辺は未整備地区ですが、サトウキビが植え付けされてきました。
- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》



議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）」の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 休憩します。

休 憩 : 15:10

再 開 : 15:20

議長 再開します。

議長 次に、日程第5議案第4号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条申請は、1件でございます。

まず、受付番号1番の説明をいたします。

【議案第4号、受付番号1番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第4条第1項の要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される5条許可申請の現地調査を平成26年9月24日、午後1時30分から午後6時40分まで行いました。調査委員は私3番砂川、1番與那覇盛徳委員、会長代理芳山委員、野崎会長、宮古農林水産振興センターより中村主任、事務局より下地局長、池田次長、友利主任8人で行いました。始めに、13時30分か40分まで事務局にて調査内容の説明を受け、4条1件、5条申請18件の調査を13時40分から17時まで行い、17時から18時40分まで事務局にて調査内容について整理を行いました。調査の結果、特に違反は見受けられませんでした。

受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、宮古空港南東約400メートルの多良間屋から東約100メートルに位置し、農地の広がりがあり、宅地の広がりが増加傾向にあります。区分は10ha未満の第2種農地として判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》



議長 ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。  
次に、日程第6議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条申請は、23件でございます。  
まず、受付番号1番から23番までの説明をいたします。  
【議案第5号、受付番号1番から23番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】  
以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第5条第1項の要件を満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、元農林高校の西約300メートルに位置し、農地の広がりはなく、宅地の広がりが増加傾向にあります。区分は、10ha未満の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、徳洲会病院の北西約200メートルに位置し、農地の広がりはなく、宅地の広がりが増加傾向にあります。区分は、10ha未満の第2種農地として判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号3番と4番は関連しておりますので、一括して現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号3番4番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、久松小学校から中学校へ向け約350メートルに位置し、農地の広がりはなく、宅地の広がりが増加傾向にあります。区分は、10ha未満の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番・4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号5番から7番までは関連しておりますので一括して現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号5番から7番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、宮古島市社会福祉協議会の東側に位置し、農地の広がりなく、宅地の広がりが増加傾向にあります。区分は、平良港より1キロ未満の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号5番・6番・7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号8番について、現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、宮古島市社会福祉協議会の東側約100メートルに位置し、農地の広がりがあり、宅地の広がりもあります。区分は、平良港より1キロ未満の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長 次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、ホテルアートル南約150メートルに位置し、農地の広がりはなく、宅地の広がり  
は増加傾向にあります。区分は、平良港より1キロ未満の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたしま  
す。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろし  
いですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、北中学校西側に位置し、農地の広がりはなく、宅地の広がり増加傾向にあります。  
区分は、宮古島市役所より1キロ未満の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたしま  
す。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろ  
しいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1番委員 申請地は、添道公民館北東約300メートル大通り沿いに位置し、農地の広がりがあり、宅地  
の広がり増加傾向にあります。区分は、集落に接続した第2種農地判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたしま  
す。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろ  
しいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長 次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1番委員 申請地は、宮古島市海業センターの北西約500メートルに位置し、農地の広がりはなく、宅地の広がりもありません。区分は、その他の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1番委員 申請地は、鏡原中学校東側に位置し、農地の広がりはなく、宅地の広がりが増加傾向にあります。区分は、相当数の街区を形成している第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1番委員 申請地は、鏡原中学校東側約100メートルに位置し、農地の広がりはなく、宅地の広がりが増加傾向にあります。区分は、10ha未満の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号14番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1番委員 申請地は、長北集落北側に位置し、農地の広がりがあり、宅地の広がりが増加傾向にあります。区分は、集落に接続した第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号15番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号16番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1番委員 申請地は、国道390号線沿い市営オオミネ団地西側約150メートルに位置し、農地の広がりがあり、宅地の広がりが増加傾向にあります。区分は、10ha未満の第2種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号16番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号17番から22番までは関連しておりますので、一括して現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1番委員 申請地は、宮古空港東約450メートルに位置し、農地の広がりがあり、宅地の広がりはありません。区分は、例外許可の第1種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号17番、18番、19番、20番、21番、22番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長 次に受付番号23番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1番委員 申請地は、来間部落を通り抜けた海岸沿いに位置し、農地の広がりがあり、宅地の広がりもあります。区分は、例外許可の第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号23番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
日程第6議案第5号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。  
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

(発言なしの声あり)

議長 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成26年第12回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。  
ありがとうございました。

閉会： 17:00

平成26年10月30日

会 長	野 崎 達 男
1 番 委 員	與 那 覇 盛 徳
2 番 委 員	長 濱 国 博